

生活保護にかかわるQ&A

Q 【1】生活保護はどうしたら受けることができますか？

まずは江戸川区の福祉事務所へ相談をする必要があります。お住まいの住所によって担当する福祉事務所が決まっています。

◇区民課管内の北部・小松川事務所管内にお住まいの方

電話：03-5662-8169（生活援護第一課）

A

◇小岩事務所・東部事務所・鹿骨事務所管内にお住まいの方

電話：03-3657-7855（生活援護第二課）

◇区民課管内の南部・葛西事務所管内にお住まいの方

電話：03-5659-6610（生活援護第三課）

なお、困窮の度合いによっては生活保護の他に「暮らしごと相談室（生活困窮者自立支援制度）」をご案内します。

Q 【2】これから江戸川区に住みたいと思っていますが、生活保護は受けられますか？

A 生活保護は、現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることとなりますので、転居する場合は実際に居住してから申請に基づき判断することとなります。

Q 【3】家族の中で自分だけ生活保護を受けられますか？

A 生活保護は世帯単位で保護が必要かどうか判断することとなります。実際に同居している世帯員全員の状況によって、保護の適用を決定することとなりますので、同居の家族がいる場合に、一人だけ生活保護を受けることは基本的にできません。

Q 【4】借金があるのですが、生活保護は受けられますか？

借入金があることで生活保護が受けられないことはありませんが、支給される保護費は国が定めている最低生活費ですので、基本的にその範囲で生活していただく必要があります。

A また、ローン完済前の住宅を保有している場合、保護費からのローン返済が認められていないため、原則として生活保護が適用になりません。

法テラスなどに相談し、任意整理や自己破産などで整理するようにしましょう。

Q 【5】生活保護を受けている時に借金はできますか？

支給される保護費は国が定めている最低生活費であり、基本的にはその範囲内で生活していただく必要があるため、原則として借金はできません。なお、知人や親族、ローン会社などからの借入れ、年金担保貸付は収入として認定することになりますので、借金をした場合は、借入金の分を差し引いて保護費を支給することになります。

A また、借入金に限らず、すべての収入は福祉事務所へ申告する必要があります。なお、生活保護が廃止になった後でも保護を受けている間の収入が判明した場合は、支給した範囲内の保護費を返還していただくことになります。

※故意に事実を隠ぺいした場合など悪質な場合は、詐欺罪などの犯罪となることがあります。

Q 【6】 自動車やバイクの保有は認められますか？

総排気量125cc以下のバイク・原動機付自転車については、処分価値及び用途などを確認した上で、一定の要件のもと保有が認められる場合があります。保有を認められるのは、仕事でやむを得ず必要と認められる場合や、障害者の通勤・通院などに必要と認められる場合に限られます。

Q 【7】 生活保護が終わるのはどんなときですか？

生活保護が終わるのは主に以下の場合となります。

- ①定期的な収入等の増加：最低生活費を超える収入などが見込める場合
- ②死亡・転出：受給者の方が亡くなった場合・区外へ転出した場合
- ③指導指示違反：福祉事務所が行う指導・指示に正当な理由なく従わない場合
- ④逮捕による起訴・勾留された場合
- ⑤失踪した場合

保護の受給中は、どのような場合に生活保護に影響があるのか、地区担当員に確認するとともに、認識の違いがないよう事前にご相談ください。

Q 【8】 離れて暮らす親族に知られたくない場合はどうしたらよいですか？

生活保護を申請すると、福祉事務所は扶養義務のある親族に対して、申請した人を援助できるかどうかを確認するため、調査を行います。ただし、DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもありますので、事前に相談してください。

Q 【9】不正受給とはどのような場合ですか？不正受給をするとどうなりますか？

生活保護を受けている間は、世帯の収入や世帯員の状況の変化があったときは、福祉事務所に速やかに正しく届け出る義務があります。これを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」と言います（『生活保護のしおり』P.14）。

A

不正受給を行ったときは、受給した保護費を福祉事務所へ返さなければなりません。また、不正受給に対しては警察に告訴・告発することもあります。※故意に事実を隠ぺいした場合など悪質な場合は、詐欺罪などの犯罪となることがあります。

Q 【10】新たに仕事を始め、収入を得た場合はどうしたらよいですか？

仕事を始めた場合は、まず仕事についての詳細を報告してください。

働いて得た収入は毎月、福祉事務所へ申告を行う必要があります。国が定める基準により計算された「最低生活費」と世帯の収入額を比べて、不足する部分を保護費として毎月支給することとなります。申告が遅れた場合は遡って保護費を返還していただくことがあります（『生活保護のしおり』P.5）。

A

なお、適正に申告を行うことで、収入から一定の金額が控除され手元に残る場合があります。

Q 【11】年金がもらえるようになったらどうしたらよいですか？

年金は収入として認定されます。「最低生活費」と年金額を比べて、不足する部分を保護費として毎月支給することとなります。申告が遅れた場合は遡って保護費を返還していただくことがあります（『生活保護のしおり』P.14）。

A

Q

【12】新たに仕事に就き社会保険に加入した場合、または、仕事を辞めて社会保険の資格を失った場合は届け出が必要ですか？

[仕事に就いた時]

勤務先から社会保険証が交付されたら地区担当員に提出してください。なお、社会保険に加入する可能性が見込める段階で、まず地区担当員に申し出てください。

A

[仕事を辞めた時]

仕事を辞めた時は速やかに地区担当員に申し出てください。社会保険の資格を失った証明書（資格喪失証明書）を職場等で受け取り、地区担当員に提出してください。

Q

【13】病院に行きたいときはどうしたらよいですか？

生活保護受給中の方は、「医療券」を事前に福祉事務所まで取りに来ていただき、医療機関へ毎月持参することが原則となります。まずは、地区担当員に相談していただくこととなります（『生活保護のしおり』P.11）。

A

Q

【14】入院することになった場合はどうしたらよいですか？

事前に、入院日・入院期間・入院先医療機関を地区担当員に報告してください。また、入院期間が1ヶ月を超える際は、生活保護の基準が「入院基準」に切り替わることにより、生活扶助が減額されます。

A

Q

【15】生活保護開始前より自立支援受給者証、難病受給者証などを持っている場合どのような手続きが必要ですか？

A

受給者証の変更手続きが必要です。受給者証を持参のうえ、地区担当員に相談してください。

Q

【16】接骨院やあん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けたいときはどうしたらよいですか？

A

施術を受けるには要件があります。必ず事前に地区担当員に申し出てください。

Q

【17】生命保険に加入することはできますか？

保護を受給する方が契約者である生命保険は活用すべき資産の一部とみなされるた

A

め、原則は解約することとなります。ただし保有が認められる場合もあるため、地区担当員に相談してください。